

山形広域環境事務組合情報公開条例施行規則

平成 26 年 3 月
山広環規則第 1 号

改 正 平成 28 年 3 月山広環規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山形広域環境事務組合情報公開条例（平成 26 年山広環条例第 1 号。以下「条例」という。）第 31 条の規定に基づき、管理者が保有する行政文書の公開等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(請求書の記載事項等)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項第 3 号に規定する実施機関が定める事項は、行政文書の公開方法の区分とする。

2 条例第 6 条第 1 項に規定する公開請求書は、行政文書公開請求書（別記様式第 1 号）とする。

(公開決定の通知書等)

第 3 条 条例第 11 条第 1 項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 行政文書を公開する旨の決定をしたとき 行政文書公開決定通知書（別記様式第 2 号）

(2) 行政文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 行政文書部分公開決定通知書（別記様式第 3 号）

(3) 行政文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 行政文書非公開決定通知書（別記様式第 4 号）

2 条例第 12 条第 2 項に規定する書面は、公開決定等期間延長通知書（別記様式第 5 号）とする。

3 条例第 13 条に規定する書面は、公開決定等期間特例延長通知書（別記様式第 6 号）とする。

(第三者への意見照会書等)

第 4 条 条例第 14 条第 1 項及び第 2 項に規定する書面は、行政文書の公開に関する意見照会書（別記様式第 7 号）とする。

2 条例第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定による意見書の提出は、行政文書の公開に関する

る意見書（別記様式第8号）によるものとする。

3 条例第14条第3項に規定する書面は、行政文書の公開決定に関する通知書（別記様式第9号）とする。

（公開の実施等）

第5条 条例第15条第1項に規定する行政文書の公開は、管理者が指定する日時及び場所において実施するものとする。

2 条例第15条第2項に規定する電磁的記録である行政文書の公開は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法によるものとする。

(1) フィルム（マイクロフィルムを除く。） 当該フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 録音テープ 次に掲げる方法

ア 当該録音テープを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープを録音カセットテープに複写したものの交付

(3) 録画テープ 次に掲げる方法

ア 当該録画テープを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該録画テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(4) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に出力したものの閲覧又は交付

(5) その他の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 当該電磁的記録を専用機器（当該電磁的記録である行政文書の公開を受けるものの閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をフロッピーディスク又は光ディスクに複写したものの交付

3 管理者は、行政文書の公開を受けるものが当該公開に係る行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該行政文書の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

4 行政文書の写しの交付部数は、1部とする。

（行政文書の写しの作成等に係る費用の徴収）

第6条 条例第17条第2項に規定する行政文書の写しの作成及び送付に要する費用の額

は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の費用は、写しを交付する際、これを徴収する。

(平28規則2・一部改正)

(諮問をした旨の通知書)

第7条 条例第19条の規定による諮問をした旨の通知は、審査会諮問通知書(別記様式第10号)によるものとする。

(意見書等の写しの作成に係る費用の徴収)

第8条 条例第25条第3項に規定する意見書又は資料の写しの作成及び送付に要する費用の額並びに徴収の方法は、第6条の規定を準用する。

(平28規則2・一部改正)

(行政文書の検索資料)

第9条 条例第29条に規定する行政文書を検索するための資料は、ファイル基準表(文書目録)その他資料とし、管理課情報公開窓口に備え置くものとする。

(平28規則2・一部改正)

(運用状況の公表)

第10条 条例第30条に規定する運用状況の公表は、次に掲げる事項について、山形広域環境事務組合公告式条例(昭和43年共衛条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し公告するものとする。

- (1) 公開請求の件数
- (2) 公開・非公開の決定区分ごとの件数
- (3) 審査請求の件数及び処理状況
- (4) その他必要と認める事項

(平28規則2・一部改正)

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平28規則2・一部改正)

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月改正)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

写し の 作 成 に 要 す る 費 用	作成方法		費用の額
	写し の 作 成 に 要 す る 費 用	電子複写機による複写（日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に複写する場合）	モノクロ
カラー			1枚につき 20円
用紙に出力したもの（日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力する場合）		モノクロ	1枚につき 10円
		カラー	1枚につき 20円
録音カセットテープ（120分）に複写したもの		1巻につき 120円	
ビデオカセットテープ（120分）に複写したもの		1巻につき 250円	
フロッピーディスク（2HD）に複写したもの		1枚につき 60円	
光ディスク（CD-R）に複写したもの		1枚につき 100円	
光ディスク（DVD-R）に複写したもの		1枚につき 200円	
委託等による複写		上記の規定にかかわらず、委託等に要した額	
写しの送付に要する費用			郵送に要する額

備考

- 1 1枚の用紙の両面に複写した場合における費用の額は、2枚として計算する。
- 2 日本工業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては、日本工業規格A列3番の大きさの用紙に換算した枚数とする。